リエゾン・クローバー倶楽部 会則

リエゾン・クローバー倶楽部
同志社校友会 大阪支部 産官学部会
LCC

第１条（名称）

本会の名称は「同志社校友会大阪支部・産官学部会」とし、愛称は「リエゾン・クローバー倶楽部（略称ＬＣＣ）」とする。

第２条（会員）

本会は個人会員、法人会員、リエゾンパートナー会員によって構成する。

1. 同志社各校に在籍した者で、当会の目的に賛同し入会した者。
2. 前号に該当しない者が、会員から推薦を受けた場合は会員とする。

第３条（設立の趣旨）

本会は同志社大学の持つ知的財産等と社会・産業界とを相互に橋渡しすることを通じ、地域活性化に貢献することをミッションに設立する。又、会員相互の研鑽と親睦を図ると共に、社会のため・大学のため・交友のために広く同志社人が集まり、活動できる広場「同志社コミュニティ」を提供することを目的とする。

第４条（会合）

本会は原則毎月一回・定例会または左記に順ずる行事等を行うものとする。（ただし２月・８月は休会月とする）

第５条（役員構成）

本会の役員は次の通りとする。

1. 会長
2. 副会長　若干名
3. 運営委員会グループリーダーおよびサブリーダー　若干名
4. 事務局長および副事務局長
5. 監事および副監事
6. 名誉会長・顧問・相談役を若干名置くことが出来る。

第６条（運営組織）

本会を運営するため次の会議・執行部会・運営委員会・事務局を設置し、運営組織を中心とし会員が協力して運営にあたるものとする。

1. 会議・・・執行部会・運営委員会
2. 執行部・・・会長・副会長・事務局長により構成する。
3. 運営委員会・・・会員・広報グループおよび法人・起業グループを設け、各グループリーダーおよびサブリーダーにより構成する。
4. 事務局・・・事務局長の業務可能な拠点に置く。

第７条（役員の選出及び役割）

1. 会長は会員の互選により選出するものとする。
2. 同じく副会長、運営委員会グループリーダーおよびサブリーダー、事務局長および副事務局長、監事および副監事を選出するものとする。
3. いずれも総会にて承認を得ることを必要とする。

リエゾン・クローバー倶楽部 会則

リエゾン・クローバー倶楽部
同志社校友会 大阪支部 産官学部会
LCC

第８条（役員の任期）

1. 本会の役員の任期は原則として１年とする。但し再任を妨げないものとする。
2. 欠員による任期は前任者の残任期間とする。

第９条（新入会員）

会員の推薦により、随時受け入れるものとする。　ただし運営委員会の承認を得る。

第 10 条（事務局）

事務局は事務局員の下、副事務局長・会計担当等若干名で構成することとする。

第 11 条（会費）

会員は会費を納めなければならない。（原則として自動振替制度を活用する）

1. 会費は年会費制とし、個人会員 5,000 円、法人会員 1 万円とする。
2. 期間は４月から翌年３月とし、中途入会は個人会員月額 500 円、法人会員は月額 1000 円で計算する。（但し上限は個人会員 5,000 円、法人会員 1 万円とする）
3. 督促を行ったうえ、徴収に応じない会員は退会したものとみなす。
4. 但し、リエゾンパートナー会員（ＬＰ）は無料とする。

第 12 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 13 条（会計監査）

本会の決算は、監事の監査を得たうえ、毎年翌年度総会にて会計報告するものとする。

第 14 条（総会）

年 1 回実施し、役員の選出・年間運営計画・予算等の承認を得る。

第 15 条（決議事項）

次の事項は総会出席委員の過半数の同意を得て行うことができるものとする。但し出席者数には委任状提出者を含むものとする。

1. 会則の変更
2. 会計報告の承認
3. 事業計画その他重要事項

第 16 条（倫理）

本会の会員は互いに尊重しあい、本倶楽部会員としてのマナーを遵守し、大学並びに交友等にリスク・迷惑等を及ぼさないことを旨とする。（左記に反する場合は、除名処分とする）

第 17 条（交流）

本会は「同志社大学リエゾンオフィス」（「ＮＰＯ法人同志社大学産官学支援ネットワーク」）～「同志社大学大学院ビジネス研究科」等と連携し、活動を行うものとする。

第 18 条（その他）

本会に定めなき事項については、会員による協議により決定するものとする。

【本会則の制定日】平成 18 年 4 月 20 日
【変更日】平成 25 年 5 月 27 日